　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２６高福指第２９１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２６年６月１０日

　各施術機関（はり師、きゅう師）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県地域福祉部福祉指導課長

生活保護法の一部改正に伴う施術機関の指定手続について

　日ごろは、本県の生活保護行政についてご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、生活保護法の一部が改正され、同法による施術機関の指定制度の変更に伴いはり師及びきゅう師の登録制度についても別紙のとおり取り扱いが変更され、現在、はり師及びきゅう師について、都道府県への登録により施術を担っていただいているものが、一部改正の施行（平成２６年７月１日）後も施術を継続される場合は、指定施術機関として都道府県等の指定を受ける必要があります。

　つきましては、下記により申請手続きをお願いします。

　なお、手続きが行われない場合には、平成２６年７月１日以降、生活保護法に基づく医療給付（施術）が行えなくなりますのでご留意ください。

記

１　提出書類

　　①施術機関指定申請書（別添様式）

　　②誓約書（別添様式）

　　③施術者が申請書を提出する場合は免許証の写し

　　※様式は福祉指導課ホームページからダウンロードできます。

（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060601/harishikyuushihe.html）

２　提 出 先　〒780-8570

　　　　　　　高知市丸ノ内１丁目2-20

　　　　　　　高知県地域福祉部福祉指導課　保護担当

３　提出期限　平成２６年６月３０日

　問合先

　　高知県地域福祉部福祉指導課

　　　保護担当　竹内　宮脇

　　　　TEL　088-823-9624

　　　　FAX　088-823-9127